

山形銀行 定期預金規定 4. 自由金利型定期預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは、次によります。
- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数について、通帳（証書）記載の中間払利率による中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、中間払日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）へ入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店に提出してください。
- ② 中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 「定期預金規定1. 共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項および第3項または第4項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。
- ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合は、解約日における普通預金の利率とします。
- ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。）のうち、いずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、AおよびBの算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

$$A : \text{約定利率} - \text{約定利率} \times 30\%$$

$$B : \text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (共通規定の適用)

本規定に定めがない事項については、「定期預金規定1. 共通規定（通帳口・証書口）」を適用します。

以 上

(2020年4月1日現在)